

鴨川市旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第29号

鴨川市旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免に関する規則（平成20年鴨川市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号イ中「及び第9条」を「、第9条及び第9条の3」に改め、「という。）」の次に「並びに条例第9条の4に規定する18歳以上被保険者均等割額（条例第23条の規定による減額前の額とする。以下「18歳以上被保険者均等割額」という。）」を加え、同条第3号イ中「被保険者均等割額の」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額のそれぞれ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。